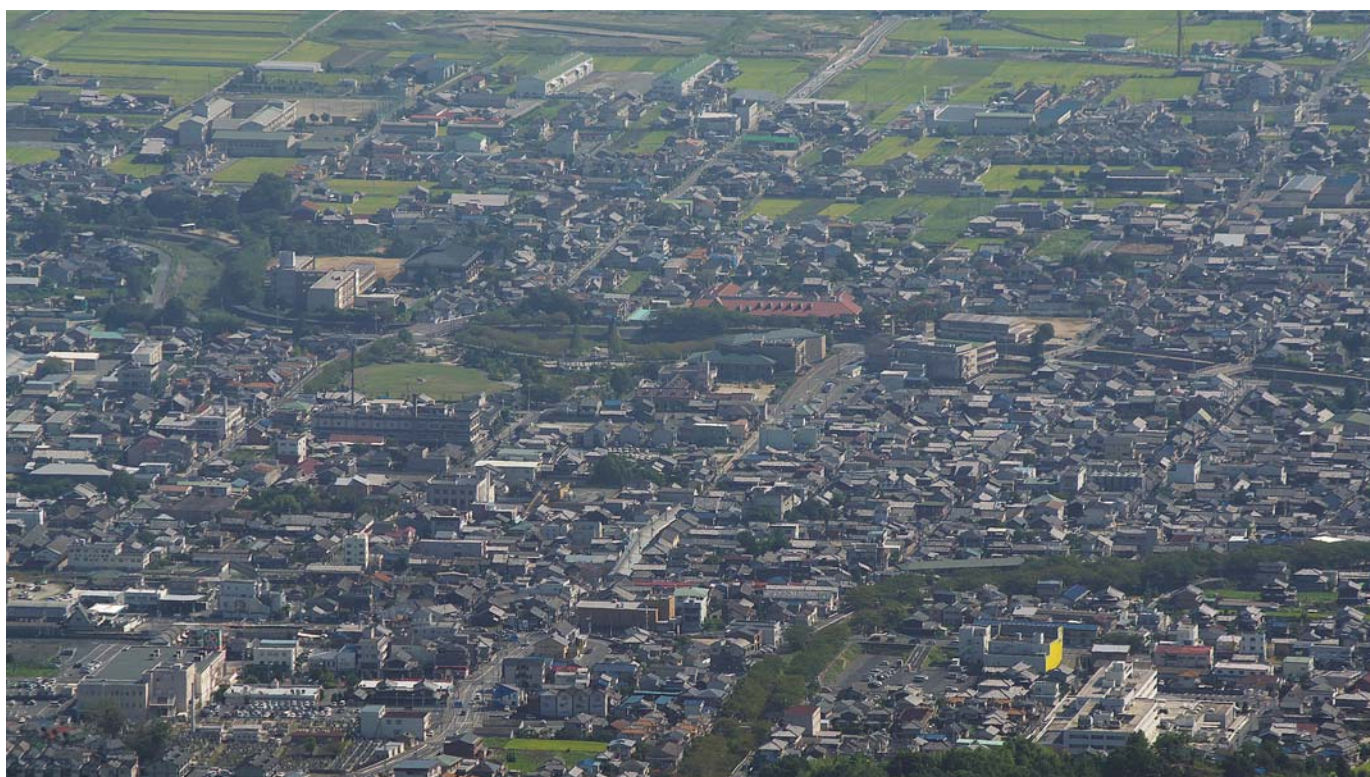


企業誘致制度のご案内

～企業の未来づくりを応援します～

(概要版)



奈良県 御所市

新たなビジネス拠点に！～企業の未来を拓く～

平成21年10月スタート！！

この度、企業誘致に関する条例を新たに策定しました。
県下トップクラスの優遇措置をご用意し新規企業の進出と既存企業の事業拡大を積極的に支援いたします。
京奈和自動車道の開通（仮称：橿原南・御所 IC、御所南 IC）を間近に控え、交通アクセスが飛躍的に充実する御所市に事業所の新設、増設、移転を是非ご検討ください。

優遇制度概要

御所市企業立地の促進等に係る固定資産税の課税免除に関する条例

対象業種

企業立地促進法に基づく、奈良県企業立地基本計画で指定する製造業

優遇措置要件

家屋及び構築物、その敷地である土地の取得価格合計額が2億円以上（農林漁業関連業種は5千万円以上）

企業立地促進法に基づく、企業立地計画を奈良県に申請し、承認を受ける必要があります。

優遇措置

【課税免除：3年間】家屋及び構築物、その敷地である土地に賦課される固定資産税

工場等設置奨励条例による優遇措置を受けることができます【固定資産税奨励金】

工場等設置奨励条例による優遇措置を受けることができます【雇用促進奨励金】

工場等設置奨励条例による優遇措置を受けることができます【設備投資奨励金】

奈良県の支援制度（不動産取得税・県固定資産税の課税免除）等各実施機関の支援制度の活用も可能になります。

御所市工場等設置奨励条例

対象業種

製造業全般、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所

優遇措置要件

- ①指定区域内に工場等の設置
- ②投下固定資産（家屋及び償却資産のみ）の取得価格合計額3千万円以上
- ③公害防止の適正措置
- ④市税、国保税その他公課を滞納していないこと
- ⑤操業開始日までに奨励措置を受ける意志を市長へ届出ていること

優遇措置

【固定資産税奨励金：3年間】

前年度固定資産税相当額
但し、課税免除の適用事業者は、前年度固定資産税額のうち償却資産（構築物を除く）分相当額のみ

【雇用促進奨励金】

操業開始日の前後6ヶ月間に新たに雇用した市内在住の常時雇用従業員1人につき20万円（上限1,000万円）

【設備投資奨励金】

投下固定資産（家屋及び償却資産のみ）取得価格合計額の1%（上限1,000万円）

◆お問合せ先◆

御所市役所 企画開発部
観光振興課・企画課
〒639-2298
奈良県御所市1番地の3
TEL：0745-62-3001（代表）
FAX：0745-62-5425
御所市役所ホームページ
<http://www.city.gose.nara.jp/>